

# 共同漁業権への依存度に関する調査

## — 愛媛県温泉郡二神島 —

河岡武春  
網野善彦

- 一 位置
- 二 歴史
- 三 明治の漁業組合
- 四 現在の漁業
- 五 鱷網
  - (1) 網組の経営
  - (2) 漁業組合の自営
- 六 むすび

### 一 位置

瀬戸内海の西部に伊予灘と斎灘を境して忽那七島とよばれる七つの島が並んでいるが、二神島はこの中の一つである。この島は現在には怒和島、津和地島と共に神和村に属しており、山口、広島島の島々に接している。島から二里程南にある由利島、この間に点々とある横島、小市島、中島、鴨背島等の無人島はいずれも二神部落の内である。(附図参照)

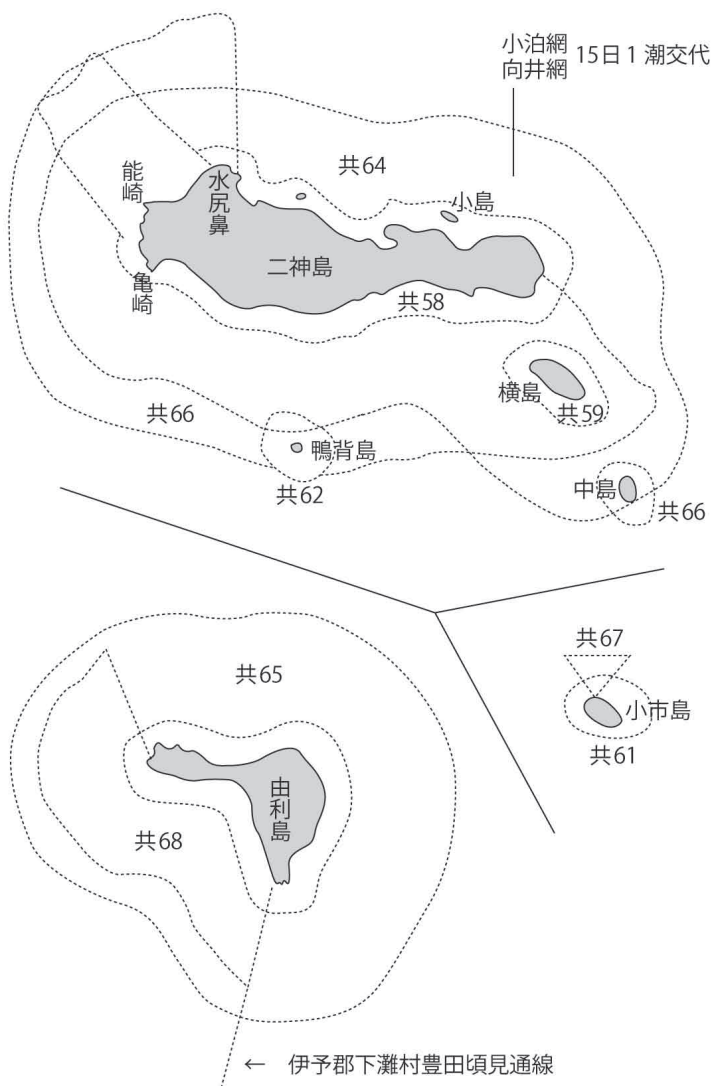
### 二 歴史

二神島は周囲二里十六町の小島で、平地は少なく人家は北の浜辺に並行して東西に並んでおり、山の中腹まで耕地が開かれている。人口は千余人、戸数は約二〇〇戸で明治の頃からさほど変わっていない。由利島は周囲一里余、昔は無人島で二神島で生活に困った人がわたりすんだ島だったが現在は若干戸が定住している。(表1(※237頁))

教員、僧侶、数軒の商家をのぞいた大部分の家は二〜三反から一町位までの土地を耕作するかたわら、漁業に従事しており、特に大規模な土地所有者や漁業経営者はみられない。(表2(※237頁))

最近山にはみかんがうえられるようになり、これらの収入がふえたが、所有耕地の少い人たちの漁業に依存する度合は現在も大きく、村の三分の一〜四分の一の人は漁の成否によってその生活を左右されるといわれている。

この島は中世の頃から二神という姓をなめる土豪が支配していた。島の寺には鎌倉末から南北朝にかけてこの家の人が奉納した大般若経が現存している。この頃二神氏はこの辺一帯に力をもっていた河野氏と主従関係を結んでいた。近世を通じてこの家は代々島の庄屋をしており、中



### 三 明治の漁業組合

漁業組合がはじめて正式に結成されたのは明治三六年（二九〇三）のことで、従来六人の網主によって所持されていた鱸網の漁場は組合に買いとられ、その他の島々周辺の他部落との入会漁場等と共に正式に漁業権を免許された。（表3（\*240頁））

組合結成の中心となったのは明治初期も戸長の地位にとどまっていた、二神氏の末、二神仲次郎氏で、その弟団四郎と二代つづいて組合長になっている。

組合には部落の殆んど全部、一六八戸中一五〇戸が加入した。

九統の鱸網は部落で一番大事な漁業であり、漁場はこの時組合の所有となったので、組合では一漁場毎に公入札の方法で三〜五年季で特別漁業料を落札者に請け負わせ、請負人は水揚の十分の二を徴収してこれにあてた

世近世にわたる古文書が現在も残っている。

島の人々がこの頃から半農半漁の生活をいとなんでいたことは想像されるが、漁業について史料にあらわれてくるのは、寛文二年（一六六二）に由利島の鱸網代を和気郡の刈屋村と入会で引くことをとりきめているのがその最初であり、これ以後も由利島の網代には他村の網が引きに来ていることが史料に見られるが、詳しいことは未だ史料が整理中のためわからない。

この他鮫子の四ツ手網が弘化の頃（一八四四〜八）に津和地島から伝えられたという所伝を知るのみである。（二神漁協組文書）

が、組合の収入はこれが一番多く、漁獲高もこれが最高だった。これについているのが玉筋魚の抄網であり、鳥附漁業といわれ、セドリ、ウワカモメ、平家ダオシ等の鳥が玉筋魚を駆逐する時に、集った魚をすくいとるのである。

水揚された鱸、玉筋魚はいずれも煮（ゆ）って製品とされ、問屋によって阪神地方にうり出され、取引高の十分の二が組合に納められた。又釣配縄等によって獲られた魚は「商主」とよばれる商人にうられる習慣で、製品の場合と同様取引高の十分の二が組合の収入となった。地先の専用漁場には山口、広島等から漁師が入漁して来ることが多く、この場合には一々入漁料が徴収された。

このような収入の中五分の一位が漁場維持のために組合で使われるのみで、のこりは村のいろいろな費用、学校や神社の祭礼のために使われた。

明治四〇年頃の組合の状況、収支等は表4（\*297頁）のようになっている。

II 漁業権  
特別漁業鑑地（船）曳網 二七  
専用漁業権 五

III 明治四十年年度漁業収入  
特別漁業料 一、三四二、一六  
釣配縄業により商主より納 二七二、〇〇  
鱈、玉筋魚製品取扱者より納 二五六、〇〇  
専用漁場への入漁料 二八五、〇〇  
計 二、二七五、一六……この中五分の一程が組合自体の収入となる。

特別漁業権による漁業料 入漁料 負担金	収入		支出	
	明治三八年	〃三九年	明治三八年	〃三九年
	二〇五、六五	二四五、〇〇	事務所費 三二二、二九五	三四七、三〇五
	二九〇、九四	二三九、六八	会議費 八九、二〇〇	一、八〇〇
	二九、六〇		基金蓄積 一二、〇九五	一三、九七五

計	組合員分 配金
五二六、一九〇	一〇三、六〇〇
四八四、六八〇	二二一、六〇〇
計	五二六、一九〇
	四八四、六八〇

V 組合員年中行事（明治四二年五月）（別紙 \*表5（299頁））

この当時は漁業権の免許をめぐる訴訟の出費のために組合には借金も大分あったが漸次返済、蓄積の方向に向ったのではないかと思われる。

昭和三年に二神団四郎氏は組合長を辞したが、これ以後二神氏は組合との関係はもたなくなり、村の中心の地位からはなれてゆく。

#### 四 現在の漁業

昭和五年（一九三〇）に組合は五人の網持から五帖の網を買入れて鱈網の自営をはじめた。それまでは先にのべたように組合員が入札で漁場を請け負っていたが、歩金が段々高くなり、鱈網をやると身代を分散するといわれるほどで、組合が共同で網を自営しはじめたのはこのような状況を解決するためだったといわれている。しかしこれには当然組合としての基金の蓄積が考えられるわけであり、調査が不十分なため明らかにしえないが、この辺の事情はもっと突込んで考える余地がありそうに思われる。

昭和八年には巾着網一統等が更に増され、組合の自営部も確立した。二神氏が退いた後は村の漁業は組合を中心にするめられていたのであるが、自営の本格化と共に組合の活動には更に一段と活気を加え、その地位も確固としたものになってきたであろうことが想像される。  
自営開始当時は組合自営の網に並行して小泊、向井、本浦、脇浜の四つの網組があったが、この中二つは漁をやめ現在では小泊、向井の両組のみ操業している。

現在の組合の状況は表7（\*242頁）のようになっており、漁業制度改革にもなつて、従来の専用、特別漁業権は整理され、新たに共同漁業権として免許をうけている。（表6（\*241頁））

## 五 鱈網

先にのべたように現在経営をしているのは組合の自営部と小泊、向井の両組であつて、自営部は由利島の漁場で、小泊、向井組は二神島周辺の漁場で網を引いている。

両者をあわせた漁獲高は組合総漁獲高の中、数量で三八%、金額で一七%をしめている。

### （1） 網組の経営——小泊組

小泊組は一三人の株主が平等に出資して経営している。この地方では株主のことを「オーゴ」とよんでいる。

七月末乃至八月初頃から漁期に入るが、株主の各家から三〜四人の男女が働きに出る。現在は定員四五人であるが一、三軒の家の者ならばこれをこえることは差支えないことになっており、一年切で人を雇うこともあつて、昭和二九年度は日給三〇〇円で五人の男をやってゐる。これらの男女は「オーゴ」に対して「デビキ」とよばれ、男は網をひき、女はとれた鱈をカマで煮<sup>（イ）</sup>つて加工する役にまわる。

網船は二艘で二〇人の男のりがりくみ、網船を漁場までひいてゆく動力船が二艘で男女二人ずつ計四人のりがりくむ。これに魚群の位置を示し漁を指揮する「ムラグミ」他一人のりがりくむ手船が一艘で、合計二六人が網引きに参加するわけである。（表8（\*237頁））

漁は日の出、日の入を中心として行われるが、「ヒヤケ」といって昼もやる時がある。一日の漁が終ると目録帳にその日の歩合が書きこまれ

る。歩合は一日を一〇として、朝晩のときは各五分ずつ、昼もやったときは朝は早起きするので四、昼が「ヒヤケ」で三、晩は三の割になる。この割で中学卒業以上の男が一人前とすれば女は八掛、子供は中学一年四掛、二年六掛、三年八掛の割になつてゐる。

加工された煮干鱈は大部分が組合を通じて販売され、若干が小売にまわされる。

漁の終るのは十月半であり、十月二十日が決算する日になつてゐる。総売上高の中から先ず組合関係の諸経費がひかれる。漁場は組合から借りてゐるので特別漁業料として総額の五分、販売手数料として三分、その他組合を通じて買った資材の代金等がそれぞれ差引かれ、漁期を通じて金が不足した時に組合から借りた金もこの時にひかれる。こうして残つた額から更に製造実費として水塩、袋、モーター船の油等の代金を引き、残金を株主（オーゴ）と「デビキ」で半分宛に分ける。株主がこれから、漁具の補修費、漁網代等をはらい、のこりを一三人で等分する。「デビキ」の方は目録帳に記された歩合でそれぞれ割け前をもらうわけである。（表9（\*243頁））

向井組の方も大体これと同様で一四人の株主が出資しているが、売上の分配の仕方がすこしちがひ、小泊組が製造実費をひくのに対し、二割位の割合を定めてこれに当るものをひいてゐる。

以上のような網組の経営は大体ふるくからの網組の延長とみてよいと思われるが、現在は組合に依存しつつ経営を維持している。

### （2） 自営部の経営

I 自営部では現在中着網一統と船曳網二統が操業している。巾着網は許可漁業なので、漁業権漁業ではないが、いずれも由利島の周囲の漁場で網を下している。網組の経営と比べて規模も大きくずっと組織だった経営がなされてゐる。

旧暦の正月一日は大魂祝（オードマ）の日で組合の総会がひらかれる。一〇日の胡子祭（エビス）が釣業者のお祭であるのに対して、この日は旧くからの網業者の祭であり、現在もこの習慣がのこっているのであるが、この日に誰が巾着にのるか、船曳にのるかがきめられ、手船にのるもの、網の責任者「ムラグミ」の選挙等が行われ、酒宴が催される。これは大体三年毎にかわるようになっていく。

漁のはじまるのは網組の場合と同じで七月末乃至八月初である。この頃になると網で働く人達は家族づれで由利島にわたってゆく。由利島にはバラック建の家が並んでたてられており、漁の期間はここにすむのである。組合の事務所もあって漁期中事務をとる人が一緒にわたってゆく。二神島と由利島の間を日に一回往復する渡海船の往来がはじまり、二神にのこっているものと、由利に働きにいてるものとの間の連絡、食糧等の運搬はこれによってなされるので、漁期中これにのれる回数家族人員に応じてきめられている。（表10（\*237頁））

男が網引きに、女が加工に従事するのは網組の場合と同じである。巾着網の網船は四トン半、三二人がのり、先曳きのモーター船は二トン八馬力で二人がのりくみ、これに各二人がのりくむ。手船、脇手船がつき、手船には魚群を指揮する山見一人がのり、計三九人によって操業される。網は二七〇尋位である。

船曳網の網船は四トン、網は一六〇尋で、二八人で操業されるが、この中一人が手船にのる。巾着の労働の方が船曳よりもずっと急激で大変なので、二〇代の若い人が多く巾着にのりくむ。（表11（\*237頁））

漁は日の出る直前、入って直後の一番魚のとれる「マジメ」といわれる頃を中心に朝晩の二回行われ、由利島の周辺で魚群を探るのであるが、魚群をみつけると船曳の方は網をまわしてゆっくり引くが、巾着の方は魚群におそいかかり、華々しいかけ声の中で短時間に網を締めるのである。漁が終ると急激な労働の疲れを酒でいやし、昼間もぐっすりね

むるが、女の仕事はこれからはじまる。とれた鱈を島の浜辺に並んでい

る四〇位の釜で煮り、製品を等級に分けて袋に入れてゆくのである。網には鱈ばかりでなく、鯛、鯖等の雑魚も入っており、巾着網では鱈がいたみ目切鱈が出るが、これらは分配の仕方がきまっている。（表12（\*237頁））

こういう分配の仕事、毎日の歩合の帖面つけ、その他資材の補修等万端の世話をするのが組合の自営責任者の仕事である。

歩合は網組の場合とほぼ同じであるが、組合の場合は中学生はやとわないので、中学卒業の十七歳〜六十五歳までの男子が一人前となり、六十五歳以上の人、女子は八分である。この他巾着網乗組員は労働の激しい関係で一割五分増となり、地曳責任者、モーター船頭もそれぞれ一割五分増、地曳岩置は一割増と定められている。

こうして加工された製品は県内をはじめ阪神地方にうり出され、二神の煮干は良質だとされている。

漁の終るのは一月二〇日乃至三〇日で、それと共に決算がなされるが漁獲の配分は（表13（\*241頁））のような割合でなされている。

参考に昭和二六年度、二八年度の配分の状況を掲げる。（表14（\*244頁））

自営部は独立会計になっているので組合の会計とは別に決算がなされる。従業員に配分される額が漁期中の総歩合によって各々に配分されるのは網組の場合と同様である。昭和二七、二八年度の網で働いた人の収入は表15（\*244頁）のようになり、煮干いわしのみで一家族年収三〜六万円位の現金収入になるわけで、これに更に鯛、鯖等の雑魚の配分が加わる。

II 自営部の経営は昭和二四年から二六年までは毎年剰余金をこのし、着々と利益をあげて来たが、二七、二八年度はいずれも欠損に終り、昨年調査にいった当ても漁は決して好調ではなかったよ

うである。(表16へ\*245頁)

周辺で大きな網が多くなり鱸が附近の漁場に来なかったことがその一つの原因と考えられており、このような状況に直面して経営に情熱を傾けている組合の若い世代にナイロン網の購入等による技術の拡大、経営規模の拡大、合理化等が考えられてくるのは自然の勢いであるが、こうした前進への意欲が、村の網組から発展したというこの網の歴史そのものを代弁する村の老人達の反対を未だおし切れずにいるのが現状のようである。

漁は村のものだから漁業からの収入は村全体のものであるというのは、恐らく徳川から明治を通じての村の人々の考え方であり、先にもみたように明治の組合の場合にも漁業よりの収入はそのわずかが組合に残されるだけで、大部分が村のいろいろな費用に使われているのであるが、現在もこの考え方は根強いようで自営部の収益は今まで村の学校建設の費用等に使われることが多く、これは当然自営の経営を前進させようとする意欲に衝突してくる。又別表の損益計算書にみられるように従業員に慰労費として支出されている一四万円は殆んどすべてが酒代なのであって、これが経営合理化を考える日には「漁村の悪習」と映じ、余計なものともみえてくるのは当然のことであるが、これが農業のかたわら漁の収入に期待してこの網に働く村の人々の生活そのものに関連することであり、先のような考え方もつながってくる歴史的な根の深いものであるだけに当面の解決は期待できない問題である。

当面組合の人たちに考えられているのは、先にふれたように四〇〇万程の費用をかけて網をナイロン網にかえ、漁場を広く動かそうということなのであり、組合長を通じての県への働きかけとその補助が期待されているのであるが、補助の見透しはともかくこの計画自体が老人の反対にぶつかっているようで、瀬戸内海という狭い海を前にして島の組合自営の鱸網の経営は今古い村の網組からの脱皮の過渡期にあるといえよう。

## 六 むすび

元来この調査は「共同漁業権への依存度」の調査として行われたものであるが、調査に不慣れなため充分この目的にはそえなかった。ことに前節でのべた自営の前進をはばんでいるものの性格、村の網組の歴史については共同漁業権ということと関連しても深く考えてみなければならぬ問題のようにも思われる。

それにしても自営部の創設と巾着網の経営は一步の前進であろう。ところで巾着網と共同漁業権の船曳網との関係を見るに、多くの場合他地方においては、両者共に個人経営にして後者は前者によって圧迫される傾向が強い。しかしこの部落においてはこの両者が同一企業体に属し、労働力の配分、漁場の配分、最後に利益の配分等が計画的、合理的に遂行されている。従って両者の間に闘争というよりは相互補完的關係があり、その限りにおいて共同漁業権が巧みに利用されているとはいえないであろうか。そしてこの部落の今後の問題は、周辺の海域に出現する近代的な漁具資材をもつ漁業体が鱸資源の減少を来すことの恐れにあるといえよう。

共同漁業権への依存度に関する調査

表 1 人口戸数の変遷

	明治 41 (1908)	昭和 29 (1954)
戸数	163	225
人口	1,034	1,114

表 2 (Ⅱ) 村民税段階別賦課表

6,000 円以上	5,000 円	4,000 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円	500 円	500 円以下	計
0	0	5	4	25	34	51	53	172

表 4 明治の漁業組合の状況  
(明治 41 年 9 月)

	船数	漁獲高 (円)
鱈 地 曳	9	3,600
玉筋魚油	75	3,000
鯛 釣	35	3,325
鯖 曳	87	1,740
鱈 釣	97	1,940
そ の 他		8,252
計		21,857

表 8 網子の男女別、年齢別表

	20 歳迄	21~30	31~40	41~50	50 以上	計
男	6	11	34	4	4	28
女	6	7	3	4	1	21
計						49

表 10 渡海船乗船回数

4 人~12 回	3 人~10 回	2 人~8 回	1 人~6 回

表 11 巾着網 船曳網 従事者の年齢別表

	20 歳まで	21~30	31~40	41~50	50 歳以上	計
巾着網	7	20	8	3	1	39
船曳網	2	7	5	8	6	28
計						67
男総計 69 人、内 2 人組合事務 女総計 69 人						

表 12 目切鱈・鯛鯖等の分配法

目切鱈	1、50 袋未満 巾着乗組員のみ 2、50 ~ 100 巾着乗組員 3 割 男子全員 7 割 3、100 袋以上 一般煮干にいれる。
地曳巾着による鯛鯖等の雑魚	曳上高 10 貫迄 2 割 乗組員 8 割 男全員 20 貫迄 1 割 5 分 乗組員 8 割 5 分 男全員 20 貫以上 金 1,500 円を乗組員へ
組合への歩金	30 貫迄 1 割 30 貫以上 2 割

	布海苔	製造品	王余魚攪網	王余魚地曳網	鯖曳網	鱈地曳大網		鯖曳網
1月							15日間農事	
2月							陰曆正月11日は御祈祷日 鱈網の大魂祝 網主と漁夫の 雇入契約 酒 盛 ノフ皮染 料を音戸より 購入 陰3月 10日 胡子 春 祭釣業届商魚 主魚類販売者 寄合烏付漁場 に付協議酒宴	
3月	中旬頃 より従 事							
4月	中旬頃 採取期 終了	用品原料 (塩)を購入 王余魚製造品 を仲買問屋に 売る	15日頃より 漁期、日々 従事					
5月		王余魚製造品 を豊前長州に 送付	17日頃漁期 終了 網上 げ	15日より 下し 日々 従事				
6月		王余魚製造品 を仲買人に販 売		1日頃漁業終 了 網上げ漁 夫勘定解雇			約20日間農 事	
7月		鱈製造品を京 阪地方へ送付 鯖は広島三津 浜に輸送			3日より下 す月中盛漁 期、専ら従 事 20頃 より喜多西 宇和に出漁			
8月		チリメン煎子 販売			専ら従事	12日頃網を 下す		15日より 月末迄鱈地 曳大網を以 て鯖曳を行 う
9月		鯖を広島に販 売仲買に売渡			下旬終了網 上		陰曆8月10日 胡子秋祭釣業 者休業、8月 15日氏神社 秋祭漁業者一 般休漁酒宴鱈 地曳大網師は 漁師をまねき 酒宴	1日より20 日まで従事
10月						鱈漁業に従 事	25日氏神社 例祭漁業者一 般休漁 10日間農事	
11月		鱈煮干を仲買 問屋に販売				上旬終了網 上げ 漁夫 勘定解雇	約20日農事	
12月		大網師貯蔵品 を販売					約20日農事	



表5 組合員年中行事調書（明治42年〔1909〕5月調）二神漁業組合

	鮑突、海鼠突、栄螺	鹿尾菜	鯨壺配縄	延縄	雑魚網	釣	鱈地曳網	王余魚汕網	鳥付漁場
1月	日々従事	20日頃より	三田尻より壺購入	飯鯛延縄	専ら操業	鯛釣			
2月	日々従事	末日頃採取期終了	専ら操業	鯛飯延縄	操業	鯛、雑魚釣	網修繕、網地を音戸より購入注文	修繕に着手	15日頃より漁期
3月	日々従事		専ら操業			鳥付漁場にて鯛釣		点火材松（肥松）を三津浜より購入 三津浜風早網師寄合抽籤	
4月	従事		操業			鳥付漁場鯛釣の盛漁期		網師毎早朝集合抽籤従事	
5月	従事		操業			鯛釣		17日漁期終了 網上	15日頃漁期終了
6月	従事		専ら操業			鯛、鰈釣			
7月	従事					鯛釣が主飯釣をなすあり	網を下す日々操業		
8月	従事					鯛、雑魚釣	地曳網漁業10日頃終了 網上げ漁夫勘定解雇		
9月	従事					2日より鱈釣 中旬より下旬まで最盛 鯛釣			
10月	従事					鯛、飯釣 鱈釣			
11月	従事				網を下す	30日 鱈釣 終了鯛飯鳥賊釣			
12月	従事		専ら従事		専ら操業	鯛、飯釣			

表3 旧漁業権の状況（組合漁業権台帳より）

注 明治36年組合結成当時は専用漁業権はもう少し多かったようである。

免許番号			明治39以前
温第1号	二神池ノ浦	特別漁業権鰻地引網 第3種	西岡平六、浜脇、組合
〃 2 〃	〃 西脇東脇アラレ	〃	黒子五郎八、来島団衛、岡本代三郎、浜田浅蔵
〃 3 〃	〃 センボラ、アラレ	〃 鰻船曳網 第3種	①
〃 4 〃	〃 〃	〃 〃 〃 4 〃	①
〃 5 〃	〃 能崎	〃 鰻地曳網 第3種	①
〃 6 〃	〃 〃	〃 〃 〃	②
〃 7 〃	〃 クブラ	〃 〃 第4種	②
〃 8 〃	〃 〃	〃 〃	①
〃 9 〃	〃 吉浦	〃 (特別)	①
〃 10 〃	〃 〃	〃 第3種	②
〃 11 〃	〃 馬口	〃 〃	①
〃 12 〃	〃 稻蔵	〃 〃	①
〃 13 〃	〃 カゲ	〃 〃 〃	①
〃 14 〃	〃 本浦	〃 〃 〃	①
〃 15 〃	〃 城ノ後	〃 〃 〃	①
〃 16 〃	〃 古屋	〃 〃 〃	②
〃 17 〃	〃 〃	〃 〃 〃	①
〃 18 〃	〃 ソヲズ	〃 〃 〃	①
〃 19 〃	〃 横島	〃 〃 〃	①
〃 20 〃	〃 由利納家場	〃 〃 〃	①
〃 21 〃	〃 〃	〃 〃 〃	②
〃 22 〃	〃 由利網下場	〃 〃 〃	①
〃 23 〃	〃 〃	〃 〃 〃	②
〃 24 〃	〃 由利網蔵ノ下	〃 鰻船曳網 第4種	②
〃 25 〃	〃 〃	〃 〃 〃	①
〃 26 〃	〃 由利網上場	〃 鰻地曳網 第3種	①
〃 27 〃	〃 〃	〃 〃 〃	②
農指2818	二神島沖合（由利潟の洲）	玉筋魚四張網 慣行	昭和4.2.7~24.10.30
〃 2829	〃 (ガンギの洲)	〃 〃	〃
〃 2817	〃 (二子の洲)	〃 〃	〃
	〃 由利島地先	皮剥抄網、いか釣、鰻延縄（網）、かははぎ一本釣、鰻延縄（網）、ぼら一本釣、蛸壺、鳥付漕釣、鯛一本釣、鰻撒釣、海鰻一本釣、肥料藻、めばる一本釣、鰻一本釣、つばくろ四張、手繰網、鯆鯖一本釣、ぎさみ一本釣、鰈一本釣、えび漕網、さより巻刺網、くらげ抄網、たひ撒餌釣、はまち撒餌釣、ちぬ撒餌釣 慣行	昭和13.11.17~
農指第4148号	二神地先	手繰網、磯魚散餌釣、鯛底曳網、蝦漕網、鱒流網、水母抄網、玉筋魚抄網、タモリ延縄、モブシ延縄、鳥賊漕釣、鯛撒餌釣、鰻撒餌釣、鯆撒餌釣、イカー一本釣、皮剥一本釣、太刀魚釣、鳥付漕釣、五智縄、ツバクロ敷網、鰻一本釣 慣行	昭和7.1.30~25.1.31
〃 4149 〃	由利島地先	(4148号に鰻刺網を附加) 慣行	〃
〃 2816 〃	二神地先	藻建網、磯建網、鯛底曳網、玉筋魚、夜焚抄網、鳥付玉筋魚抄網、鰻地曳網、鰻地曳網、海鰻地曳網、繰網、鳥付漕釣、螺蝶、鮑、貽介、海角、和布、鹿尾菜、海蘿 慣行	昭和4.11.7~24.10.31



表7 現在の漁業協同組合の状況（昭和29.6）

(I) 戸数及人口

総戸数	225戸	漁業者戸数	185戸	組合加入戸数	181戸
総人口	1114人	〃人口	962人	組合員及び其家族数	946人

(II) 出資金

最近3ヶ年地区内水揚実績

出資1口金額	1,000円	定款に定める出資最高限度	100口
2口～5口	181	内漁家152 漁民29	出資口総計724

(III) 地区内漁業形態及び規模

漁種	操業数		漁期	漁場
	地区内	内組合員		
鱸巾着網漁業	1統		5～11月	二神島並びに由利島周辺
〃船曳網	4	2統	6～11	〃
鯛	4	2	1～12	〃
蛸壺	25	25	〃	〃
玉筋魚抄網	55	55	3～6	〃
鯛その他延縄	15	15	1～12	〃
一本釣その他	253	253	1～12	〃

(IV) 最近3ヶ年地区内水揚実績

		昭和26		昭和27		昭和28	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
地区内船	タイ、イワシ他	76,219	18,118	127,653	27,321	99,825	30,414
地区外船	タイ他	22,324	10,465	32,921	14,924	40,729	13,567
計		98,543	28,643	16,514	42,245	140,554	43,981

(註) 地区外船の所属府県別隻数 県内142隻、広島県100、香川県25、山口県20 計287

(V) 組合地区内の漁業状況（漁業協同組合調査表より）（別紙）

(VI) 組合の販売取扱実績（最近3ヶ年）

		昭和26		昭和27		昭和28		単価貴当
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	
生鮮魚介類	タイ	10,113	7,428	15,404	11,127	21,919	17,942	400～2,000
	スズキ	2,095	1,283	2,540	1,599	2,698	1,666	300～1,000
	ハマチ	1,530	748	2,050	1,154	1,823	964	300～1,000
	その他	16,104	2,560	16,228	4,099	17,543	5,282	80～500
	タコ	6,880	1,620	7,530	2,189	8,640	2,818	300～350
	計	36,722	13,639	43,752	20,168	52,623	28,672	
加工品	煮干イワシ	46,433	6,712	93,998	11,038	58,576	7,929	100～200円
	アヲサ、フノリ、ヒジキ	12,298	1,281	12,634	1,038	9,702	860	5～100円
	小計	58,731	7,993	106,632	12,076	18,278	8,789	
	合計	95,453	21,632	150,384	32,244	120,901	37,461	

県内36% 広島32% 兵庫28% 大阪市8% 京都市5%

表9 網組経営の分配の状況

昭和26年度

	総漁獲高	金額	特別料金 総額の五分	販売手数料 売上の三分	資材代金その他	前渡金	支払金額
小泊網	入札数 1,356 袋	円 604,227.00					
	小売 562 ヶ	262,511.00					
	計 1,918 ヶ	866,788.00	円 43,339.00	円 20,802.00	円 45,025.00	円 129,194.00	円 365,917.00
向井網	入札数 1,493 袋	円 634,489.00					
	小売 891 ヶ	384,944.00					
	計 2,384 ヶ	1,019,433.00	50,964.00	24,462.00	47,508.00	78,000.00	433,585.00

昭和28年度

	総漁獲高	金額	特別料金 総額の五分	販売手数料 総額の三分	資材代金その他	貸付金	支払金額
小泊網	入札数 1,304 袋	670,099.00			資材 円 118,065.00		
	小売数 421 ヶ	247,907.00			ムシロ代 36,000.00 カゴ代 8,400.00 ヤヅ代 10,500.00 魚代 11,645.00		
	計 1,725 袋	918,006.00	45,900.00	24,786.00	163,610.00	60,000.00	375,803.00
向井網	入札数 1,338 袋	703,920.00			資材 111,332.00 カゴ代 8,400.00		
	小売数 218 袋				米代 17,000.00 仕切 28,533.00 魚代 5,564.00		
	計 1,556 袋	830,040.00	41,500.00	22,411.00	113,763.00	100,000.00	426,246.00

表 13 漁獲配分歩合表

順	内訳	配分率	歩合	備考	註
1	特別漁業料	5分	5	組合へ	自営部
2	製造費	1割	9.5	自営部へ	38,527.25
3	販売手数料	3分	2.565	組合へ	組合
4	残額	3.5割	29,027.25	自営部へ	7,565
	残額	6.5割	53,907.75	従業員へ	従業員
	合計		100		53,907.75

表 14 昭和 26 年、同 28 年の漁獲配分内訳

	昭和 26 年		昭和 28 年	
総揚高	6,860 袋	内盆引 184 袋	5,923 袋	内盆切扱 97 袋
総金額	3,276,748 円	〃 67,060 円	2,977,906 円	内盆 44,926
配分総高	3,209,688		2,932,980	
特別料金	160,484		146,649	
製造費	304,920		278,633	
販売手数料	82,329		75,231	
自営部	931,684		851,363	
従業員	1,730,271		1,581,104	
従業員配分内訳				
総額	1,730,271			
船賃	15,000			
女子大船乗	800			
幟代	1,000			
歩役配分	1,713,471	〔これに本会計より販売 手数料 5,296.49 円払戻〕		
歩役金前戻	1,718,767.49			
総歩役	9,045 人五分			
一人役	190 円		191 円	
配分高	1,718,671.00			
残金	9,649			

表 15 従業員各戸の収入

昭和 28 年度		昭和 27 年度	
男 2 女 1	38,773 円	男 1 女 2	52,819.80 円
男 1 女 1	24,830	男 2 女 1	67,315.80
男 2 女 2	47,025	男 1 女 1	41,978.00

共同漁業権への依存度に関する調査

表 16 I 最近 4 年間の自営部の経営状況

	数量	金額	漁業種、統数	種類	収支 剰余金	欠損金
昭和 24 年	袋 5,055	千円 1,721	鱈巾着網 1 統 〃 船曳網 3	イワシ	千円 219	
〃 25 〃	7,208	2,582	〃	〃	63	
〃 26 〃	6,860	3,209	〃	〃	70	
〃 27 〃	13,315	4,790	鱈巾着網 1 統 〃 船曳網 2	〃		千円 104

注 数量 1 袋は煮干鱈製品の 800 匁入りのもの  
 鯛船曳網は 1 統に、昭 26 年度 タイ アジ サバ 320 貫 64 万円  
 〃 27 年度 131 貫 47 万円の実績あり、これは別に経理し、水揚  
 の五分が自営部の収入になる。

表 16 II 貸借対照表

二神漁業協同組合漁業自営部 昭和 28 年 12 月 31 日

表 16 III 損益計算書

二神漁業協同組合自営部 昭和 28. 1. 1  
28.12.31

科 目	内 訳	小 計	合 計
資産の部			
第 1 流動資産			
(1) 現金		13,039.32	
(2) 預金		1,572.20	
(3) 立替金		2,418.00	
(4) 未収金		14,895.00	
(5) 仮払金		45,090.00	
流動資産合計			77,014.52
資産合計			77,014.52
負債の部			
第 1 流動負債			
(1) 借入金		316,000.00	
流動負債合計			316,000.00
負債合計			316,000.00
資本の部			
(1) 繰越剰余金		104,425.72	
(2) 本年度損失金		343,111.20	
資本合計			(1) 238,985.48
負債及資本合計			77,014.52

事業収入計算	内 訳	合 計
自営収入		
(1) 煮干鱈	2,932,980.00	
(2) 特別収入	31,448.80	
(3) 雑収入	37,189.00	3,001,617.80
収入合計		3,001,617.80
自営支出		
(イ) 自営材料費		
(1) 漁網、漁具費	656,643.00	
(2) 漁船費	89,860.50	
(3) 染料費	66,876.00	
(4) 燃油費	40,107.00	
(5) 製造器具費	93,857.00	
(6) 製造費	279,620.00	1,226,963.50
(ロ) 自営労務費		
(1) 従業員歩合給	1,581,104.00	
(2) 賞与手当	62,869.00	
(3) 慰労費	142,150.00	1,786,123.00
(ハ) 自営雑支出		
(1) 特別漁業料	146,649.00	
(2) 支払販売手数料	75,231.00	
(3) 事務所費	52,384.00	
(4) 雑費	57,378.50	331,642.50
自営支出合計		3,344,729.00
事業総損失		(1) 343,111.20
本年度損失金		(1) 343,111.20